

様式第 1 号(第 2 条関係)

<p>墓地使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 白杵市長</p> <p style="text-align: right;">本籍</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 (ふりがな)</p> <p style="text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">電話</p>			
希 望 墓 地			
使 用 区 画			
<p>※ 上記申請に基づき調査の結果、次のとおり決定いたしたい</p>			
決 定 区 分	許可する	許可しない	
墓 地 名			
区 分 番 号		使用料	円
<p>参考事項</p>			

## 墓地使用義務条件について

- 1 墓地使用者は、常に墓地周辺の清掃に努め、第三者に迷惑のかからない善良な管理を行わなければならない。
- 2 墓地は、火葬した遺骨を埋葬する目的のほか、他に使用してはならない。
- 3 墓地の使用権は、これを譲渡し、又は転貸してはならない。  
(民法上の継承者であって市長の承認を得た者)
- 4 墓地使用を廃止しようとするときは、その場所を原状に回復して市長に返還しなければならない。
- 5 墓地を返還しようとする者は、墓地返還届に許可証を添え市長に提出しなければならない。
- 6 既納の使用料は返還しない。
- 7 墓地を継承しようとする者は、墓地継承申請書に前使用者の許可証を添え市長に提出すること。
- 8 使用者がその本籍又は住所を変更したときは、速やかに市長に変更届を提出すること。
- 9 墓碑を当面建設しない場合は雑草等が生えないような措置を講じなければならない。
- 10 使用者が焼骨の収蔵をするときには、納骨届出書に必要な事項を記入し、市長に届出しなければならない。
- 11 その他については、環境課にお尋ねください。